



国水計調第 2 1 号

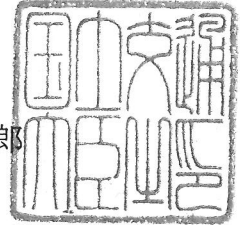
平成 2 4 年 7 月 2 0 日

社会資本整備審議会 会長

福岡 捷二 殿

国土交通大臣

羽田 雄一郎



北上川水系に係る河川整備基本方針の変更について

標記の水系に係る河川整備基本方針を変更したいので、河川法（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号）第 1 6 条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。



国水計調第22号

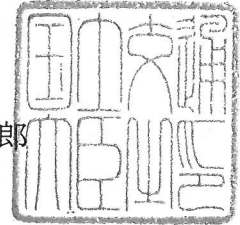
平成24年7月20日

社会資本整備審議会 会長

福岡 捷二 殿

国土交通大臣

羽田 雄一郎



鳴瀬川水系に係る河川整備基本方針の変更について

標記の水系に係る河川整備基本方針を変更したいので、河川法（昭和39年法律第167号）第16条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。



国水計調第23号

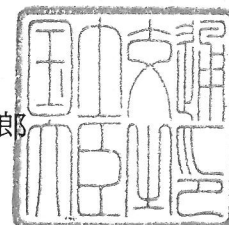
平成24年7月20日

社会資本整備審議会 会長

福岡 捷二 殿

国土交通大臣

羽田 雄一郎



名取川水系に係る河川整備基本方針の変更について

標記の水系に係る河川整備基本方針を変更したいので、河川法（昭和39年法律第167号）第16条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。



国水計調第24号

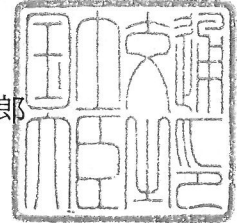
平成24年7月20日

社会資本整備審議会 会長

福岡 捷二 殿

国土交通大臣

羽田 雄一郎



阿武隈川水系に係る河川整備基本方針の変更について

標記の水系に係る河川整備基本方針を変更したいので、河川法（昭和39年法律第167号）第16条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。



国社整審第44号  
平成24年7月27日

河川分科会  
分科会長 福岡 捷二 殿

社会資本整備審議会  
会長 福岡 捷二



北上川水系に係る河川整備基本方針の変更について（付託）

平成24年7月20日付国水計調第21号により当審議会に意見を求められた北上川水系に係る河川整備基本方針の変更については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、当審議会河川分科会に付託します。



国社整審第45号  
平成24年7月27日

河川分科会

分科会長 福岡 捷二 殿

社会資本整備審議会  
会長 福岡 捷二



鳴瀬川水系に係る河川整備基本方針の変更について（付託）

平成24年7月20日付国水計調第22号により当審議会に意見を求められた鳴瀬川水系に係る河川整備基本方針の変更については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、当審議会河川分科会に付託します。



国社整審第46号  
平成24年7月27日

河川分科会  
分科会長 福岡 捷二 殿

社会資本整備審議会  
会長 福岡 捷二



名取川水系に係る河川整備基本方針の変更について（付託）

平成24年7月20日付国水計調第23号により当審議会に意見を求められた名取川水系に係る河川整備基本方針の変更については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、当審議会河川分科会に付託します。

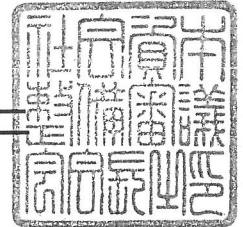


国社整審第47号  
平成24年7月27日

河川分科会

分科会長 福岡 捷二 殿

社会資本整備審議会  
会長 福岡 捷二



阿武隈川水系に係る河川整備基本方針の変更について（付託）

平成24年7月20日付国水計調第24号により当審議会に意見を求められた阿武隈川水系に係る河川整備基本方針の変更については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、当審議会河川分科会に付託します。